

議案第71号

土地改良事業計画の概要について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 事業名 農地耕作条件改善事業
- 2 地区名 国木地区
- 3 事業量 農業用排水路工 L=260m

提案理由

土地改良事業計画を定めるためには、あらかじめ、その概要について議会の議決を経る必要があるため。

土地改良事業計画の概要

1. 目的

本地区では、県営事業で農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し区画整理を行い、急傾斜園地を防除作業機械（SS）や運搬車両の進入が可能な作業効率の良い園地に整備し、営農労力の軽減と高収益作物の導入による農業経営の安定と合理化を図り、担い手への農地集積・集約化を推進することとしている。

しかし、区画整理内の末端排水路の流末が現況の水路及び溪流に接していない路線が存在し、流末処理が行えない状況にある。

そのため、本事業を実施することで、末端排水路の流末処理を行う排水路を整備し、区画整理による効用を十分に発揮させることで担い手への農地集積・集約化を推進し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業競争力の強化を図ることを目的とする。

2. 地域の所在

愛媛県八幡浜市国木

3. 事業名称

農地耕作条件改善事業

4. 事業総額

45,150 千円

5. 費用負担

	財源	割合	金額
工事費	国庫補助金	100 分の 55	23,650 千円
	県補助金	100 分の 5	2,150 千円
	市費	100 分の 20	8,600 千円
	地元負担金	100 分の 20	8,600 千円
事務費	国庫補助金	100 分の 0	—
	県補助金	100 分の 0	—
	市費	100 分の 100	2,150 千円
	地元負担金	100 分の 0	—

6. 事業概要

農業用排水路 L=260.0m

7. 事業期間

令和7年度～令和9年度

8. 関連事業

農地中間管理機構関連農地整備事業（国木地区）（事業主体：愛媛県）

- ・ 区画整理 A=9.3ha
- ・ 工期 令和7年度～令和13年度
- ・ 受益面積 9.3ha
- ・ 事業費 800,000千円（予定）